

## 休暇等に係る提出書類一覧

項目	区分	条件	提出書類			根拠規定
			職員(⇒校長)	校長(⇒地教委)	地教委(⇒教育事務所)	
1 特別休暇 (産前・産後)	産前休暇	8週間(多胎14週間)	(証明書等)	休暇報告書	病気休暇等報告書	勤規12, 18④ 取規7
	産後休暇	8週間	〃	〃	〃	勤規12, 18⑤ 取規7
2 育児休業等	請求(育児休業)	子が3歳になるまで	育児休業承認請求書 証明書	育児休業等具申書	育児休業等内申書	育法2, 育規2 育休通知
	請求(育児短時間)	子が小学校就学の始期に達するまで	育児短時間勤務承認請求書 証明書	〃	〃	育法10, 育規5 育休通知
	請求(部分休業)	子が小学校就学の始期に達するまで	部分休業承認請求書 証明書		部分休業承認後:承認請求書、証明書の写し (校長 ⇒ 地教委 ⇒ 教育事務所)	育法19, 育規8 育休通知
	期間延長(育児休業)	原則として1回	育児休業承認請求書 証明書	育児休業等具申書	育児休業等内申書	育法3, 育規3 育休通知
	期間延長(育児短時間)		育児短時間勤務承認請求書 証明書	〃	〃	育法11, 育規6 育休通知
	失効・取消	子が死亡した職員の子でなくなった子を養育しなくなった等	養育状況変更届	〃	〃	育法5, 育規5 育規4, 育休通知
3 病気休暇	願い出	180日以内	結核性疾患精密検査証明書	病気休暇について(副申)	休暇報告書	勤規11, 取規3① 技基6④
	期間延長		〃	〃	〃	取規6①
	経過報告	承認権者の定めにより提出	結核性疾患経過報告書	結核性疾患経過報告書	結核性疾患経過報告書の写し	取規4①
	出勤	(7日前までに提出)	病状報告書 結核性疾患精密検査報告書	職員の出勤報告書	職員の出勤報告書	取規5①
精神性疾患	願い出	180日以内		休暇報告書(90日を超える場合は副申) 精神性疾患観察報告書	休暇報告書	勤規11, 取規7 技基6④, 7①
	期間延長		〃	〃	〃	取規6①
	経過報告	30日以上の場合、承認権者の定めにより提出	経過報告書	経過報告書	経過報告書の写し	取規4①
	出勤	(7日前までに提出)	病状報告書 精神性疾患精密検査証明書	職員の出勤報告書 精神性疾患経過観察報告書	職員の出勤報告書	取規5①, 技基7②
その他の傷病	願い出	90日以内(高血圧症等は180日以内)	(診断書等)	休暇報告書 (高血圧症等で90日を超える場合は副申)	休暇報告書	勤規11, 取規7 技基6④
	期間延長		〃	〃	〃	〃
	経過報告	30日以上の場合、承認権者の定めにより提出	経過報告書	経過報告書	経過報告書の写し	取規4①
	出勤	(7日前までに提出)	病状報告書 精密検査証明書	職員の出勤報告書	職員の出勤報告書	取規5①

## 休暇等に係る提出書類一覧

項目	区分	条件	提出書類			根拠規定
			職員(⇒校長)	校長(⇒地教委)	地教委(⇒教育事務所)	
4 介護休暇	請 求	2週間以上6月以内	証明書等	休暇報告書 介護休暇簿の写し	休暇報告書	勤規14, 19 取規7
	延長・変更		〃	〃	〃	〃
5 休職	願い出	3年以内	休職願 結核性疾患：結核性疾患精密検査証明書 精神性疾患：精神性疾患精密検査証明書 その他：精密検査証明書	職員の休職について（副申） 精神性疾患：精神性疾患観察報告書も添付	職員の休職について（内申）	分条3, 取規3②
	期間延長		休職期間延長願 結核性疾患：結核性疾患精密検査証明書 精神性疾患：精神性疾患精密検査証明書 その他：精密検査証明書	職員の休職期間の延長について（副申） 精神性疾患：精神性疾患観察報告書も添付	職員の休職期間の延長について（内申）	取規6②
	経過報告	90日ごと	経過報告書 (結核性疾患の場合は結核性疾患経過報告書)	経過報告書 (結核性疾患の場合は結核性疾患経過報告書)	経過報告書 (結核性疾患の場合は結核性疾患経過報告書)	取規4②
	復職	県教育長に30日前までに提出	病状報告書 結核性疾患：結核性疾患精密検査証明書 精神性疾患：精神性疾患精密検査証明書 その他：精密検査証明書	職員の復職について（副申） 精神性疾患：精神性疾患経過観察報告書	職員の復職について（内申）	取規5②, 技基7②
6 配偶者同行休業	願い出	3年以内	配偶者同行休業承認申請書	配偶者同行休業具申書	配偶者同行休業内申書	配休規2① 配休通知
	期間延長	原則として1回	〃	〃	〃	配休規3
	失効・取消	配偶者が死亡した 配偶者でなくなった等	配偶者外国滞在事由等状況変更届	〃	〃	配休条7, 8① 配休規4, 配休通知

- ・職員の勤務時間、休暇等に関する条例 ..... 勤条
- ・職員の勤務時間、休日及び休暇（人事委員会規則13-8） ..... 勤規
- ・学校職員の休暇及び休職に関する取扱規則 ..... 取規
- ・地方公務員の育児休業等に関する法律 ..... 育法
- ・職員の育児休業等に関する条例 ..... 育条
- ・学校職員の育児休業等に関する規則 ..... 育規
- ・職員の分限に関する手続き及び効果についての条例 ..... 分条
- ・職員の配偶者同行休業に関する条例 ..... 配休条
- ・学校職員の配偶者同行休業に関する規則 ..... 配休規

注1：教育事務所への書類の提出に当たり、育児休業、休職、配偶者同行休業については、職員及び校長から提出された書類の原本を添付すること。（地教委あての具申書、副申等は除く。）

注2：臨時の任用職員が病気休暇を取得する際の期間の上限は傷病の事由によらず90日となる。また、病気休暇期間の上限に達した後、休職することはできません。

注3：上記休暇等で医師の診断書の提出が必要な場合は、領収証の写し等、医療機関受診の事実を証明する書類を添付すること。